令和4年10月3日発行

令和5年度　多摩市

幼児教育・保育の無償化のしおり

～子育てのための施設等利用給付認定の申請について～

＊幼児教育・保育の無償化制度では、利用する施設によって申請方法や無償化になる金額等が異なります。

＊詳しくは、各施設のページをご覧いただき、必要書類をそろえて申請してください。

＊ご不明な点がありましたら、多摩市役所子育て支援課または各施設にご確認ください。

©多摩市

目次

1	図でわかる！幼児教育・保育の無償化制度	P.2
2	手続きの流れ	P.4
3	現行制度幼稚園	P.6
4	新制度幼稚園・認定こども園（１号）	P.8
5	認可外保育施設など	P.10
6	認可保育所等・認定こども園（２号・３号）	P.11
7	保育の必要性・必要書類について	P.12

幼児教育・保育の無償化ってなに？

子育て世帯を応援し、幼児教育・保育に係る家庭の経済的負担の軽減を図るための制度です。

どんな施設が対象なの？

認可保育所等 ・ 認定こども園 ・ 新制度幼稚園（預かり保育含む） ・ 現行制度幼稚園（預かり保育含む） ・ 就学前の障がい児の発達支援 ・ 認可外保育施設（各都道府県に届出を行い指導監督基準を満たしている施設） ・ 一時保育・定期利用保育 ・ 病児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）が対象の施設です。

※施設によっては上限額があり、利用料が全て無償になるわけではありません。

※利用にかかる給食費・おやつ代等、制度によっては補助対象外（自己負担）になるものがあります。

どんな人が対象なの？

「施設等利用給付認定」または「教育・保育給付認定」を受けている以下の子ども

① 「新1号認定」（または「1号認定」）⇒3～5 歳児クラス（教育）

② 「新2号認定」（または「2号認定」）⇒3～5 歳児クラスであり、保育の必要性のある子ども

③ 「新3号認定」（または「3号認定」）

⇒0～2 歳児クラス（満3歳児クラス含む）で住民税非課税世帯であり、保育の必要性のある子ども

※世帯分離等をしていても同じ住所に同居者がいる場合は、同居者含め全員が非課税であることが必要です。

多摩市が行うこと

多摩市では、申請のあった「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書」に対し、子どもごとに「施設等利用給付認定」を行い、認定証を送付いたします。

保護者への利用料等の負担軽減方法は、無償化対象給付金額を【施設が代理受領する】または【保護者の方へ償還払いする】のどちらかになります。

1. 図でわかる！幼児教育・保育の無償化制度

提出が必要な書類

認可保育所・認定こども園（２号・３号）に通っている

はい

A

提出する書類はありません。

いいえ

幼稚園・認定こども園（１号）に通っている（１号＝３～５歳の教育部分）

はい

保育の必要性(P.12)に該当しない）

新制度幼稚園に在籍している方

富士ヶ丘幼稚園、錦秋幼稚園、せいとく幼稚園、多摩みゆき幼稚園、東京大谷幼稚園、おだ認定こども園　等

現行制度幼稚園に在籍している方

緑ヶ丘幼稚園、すみれ幼稚園、諏訪幼稚園　等

C

新１号の申請が必要です。
◆多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書

いいえ

はい

保育の必要性があり、在籍園の預かり保育を利用している

B

新２号・新３号の申請が必要です。
◆多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書
◆保護者の保育の必要性を示す書類（Ｐ.１２）
◆（令和４年１月２日以降に多摩市に転入してきた方のみ）令和４年度市町村民税課税・非課税証明書または市町村民税納税通知書（写）
※令和５年１月２日以降に転入してきた方は、令和５年度課税証明書または納税通知書も必要です。

はい

保育の必要性があり、認可外保育施設（認証保育所など）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している。（他に在籍施設がある場合を除く）

いいえ

該当する施設やサービスがない場合や、保育の必要性がない場合は、無償化の対象にはなりません。

「保育の必要性の認定」（Ｐ.12）を受けるための申請書等は下記にて入手できます。
●多摩市役所子育て支援課●地域子育て支援拠点●多摩市公式ホームページ　等

対象施設

A
認可保育所・認定こども園（2号・3号）→P.11

認可保育所・認定こども園（２号・３号）を利用する３～５歳児クラスの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。（教育・保育給付認定による）

（通園送迎費、給食費、行事費などは保護者負担になります。ただし、世帯の収入等によって給食費が負担軽減される場合があります。）

C
幼稚園・認定こども園（1号）

●新制度幼稚園・認定こども園（１号）を利用する３～５歳児クラス（満３歳児クラス含む）の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

※通園送迎費、給食費、行事費などは、保護者負担になります。

※ただし、世帯の収入等によって給食費の負担軽減を行っております。

●現行制度幼稚園は月額 25,700 円までの利用料が無償化されます。

障がい児支援

就学前の児童発達支援等のサービスを利用する子どもたちについても、３～５歳児クラスまでの利用料が無償化されます。

※満３歳に達して最初に迎える４月から小学校入学前の３年間が対象です。

問い合わせ　障害福祉課相談支援担当　042-338-6847

B
幼稚園の預かり保育（新2号・新3号）→P.6

●幼稚園の預かり保育は、利用日数に応じて最大月額 11,300 円（日額上限 450 円）までの範囲で利用料が無償化されます。

●無償化の対象になるためには、多摩市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※満３歳児クラスの方は、住民税非課税世帯で保育の必要性がある場合は新３号認定の対象になります。

B
認可外保育施設など（新2号・新3号）→P.10

認可外保育施設（認証保育所など）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

●３～５歳児クラスまでの子どもたちは月額 37,000 円まで、０～２歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 42,000 円までの利用料が無償化されます。

●無償化の対象になるためには、多摩市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

©多摩市

2. 手続きの流れ

申請して認定を受ける

「施設等利用給付認定」を受ける必要があるため、「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出し、市から認定を受けてください。

※認定証は、受付してから原則 30 日以内に発行します。

子どもごとに「施設等利用給付認定」を行い、認定証を送付します。4 月からの認定に関しては、対象者多数のため 4 月を過ぎてから認定証の送付になることがあります。ご了承ください。

※無償化の給付を受けるためには、無償化のサービスを利用する前に市から認定を受ける必要があります。申請が遅れた場合、認定期間のさかのぼり等はできないのでご注意ください（郵送での提出の場合、市が受理した日が申請日になります）。

対象施設を利用する

無償化対象分の給付金を受けるには、以下ⒶⒷ２つの方法があります。

※施設及び利用するサービスによって、ⒶとⒷのどちらの方法か異なります。ご注意ください。

Ⓐ償還払い

①利用料全額を施設へ支払う ⇒ ②施設に領収書等を発行してもらう

⇒ ③発行してもらった書類と請求書（指定様式）を市役所に提出する

⇒ ④市から保護者に無償化対象金額が支払われる。（Ｐ.５参照）

Ⓑ代理受領

無償化対象額を差し引いた金額を保護者が施設に支払います。

例：保育料 40,000 円－無償化対象金額 37,000 円

＝保護者支払い額 3,000 円

差額や実費負担がある場合は、保護者から施設に支払います。

入金

請求書や添付書類に不備や不足等なければ、支払い予定日に保護者指定の口座（保護者名義のもの）に入金します。

■注意事項■

①「施設等利用給付認定」または「教育・保育給付認定」を受けていないと無償化の対象にはなりません。

②「施設等利用給付認定」または「教育・保育給付認定」は無償化サービスを利用する前に受ける必要があります。

※申請が遅れた場合、認定期間のさかのぼり等はできないのでご注意ください。

③領収書や施設を利用したことがわかる書類を紛失し、再発行できない場合については無償化の対象になりません。

④償還払いは、保護者の方から市へ請求手続きを行わないと、無償化の給付対象金額を入金することができません。

⑤利用している施設及びサービスによって、手続きが異なります。ご注意ください。

⑥「個人番号（マイナンバー）記載用紙」については、郵便事故等による個人情報の流出を防ぐため、申請時での添付は不要です。様式は公式ホームページに掲載または子育て支援課窓口で配布していますが、必要な方には、別途、子育て支援課計画推進・保育担当からご連絡いたします。

Ⓐ償還払いをご利用の方

施設の利用料（償還払い対応の施設の場合）と幼稚園の預かり利用料（保育の必要性の事由が認定された場合）については、施設を利用した場合に利用料全額を施設へお支払いください。

その後、利用施設から渡される「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」（施設を利用した内容がわかる書類）等を紛失しないように保管し、「多摩市子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費請求書（償還払い用）」の用紙と一緒に、市が定める日までに請求手続きを行ってください。

提出書類・・・償還払いに必要な書類

・多摩市子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費請求書（償還払い用）・・・多摩市様式

・領収書や利用した内容がわかる書類（特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書等）・・・施設が発行するもの

※令和５年度の詳しいスケジュールについては、令和５年６月頃配布する案内をご覧ください。

【参考】償還払いのスケジュール（予定）　請求については、年度内（4 回目受付まで）にお手続きをお願いします。

	受付期間（市役所受付）	振込日（予定）
1 回目	**令和５年７月上旬**	**令和５年８月中旬**
2 回目	**令和５年１０月上旬**	**令和５年１１月中旬**
3 回目	**令和６年１月上旬**	**令和６年２月中旬**
4 回目	**令和６年４月上旬**	**令和６年５月下旬**

※ご請求されるお子様が複数いる場合は、それぞれ請求書をご用意ください。また、振込先の口座については、同じ口座をお書きください。

※利用料については、上限額設定等がありますので請求された金額が満額お支払いできない場合があります。

提出先と提出方法

下記のいずれかの方法にてご提出ください。

1　郵送　子育て支援課　計画推進・保育担当宛

2　市役所本庁舎　子育て支援課窓口（2 階）に直接提出

3　利用施設に提出

施設によっては、施設経由で請求書をご提出できない場合がありますのでご確認ください。施設へご提出の場合は、施設の提出期限までに必要書類をご提出いただくようになります。また、郵送事故等への責任は負いかねます。

【注意点】

郵送での提出の場合は、請求書の記入漏れや添付書類の不足等がないか十分確認をお願いします。場合によっては、お支払いが期日までにできないことがあります。

Ⓑ代理受領をご利用の方

利用料と無償化給付対象金額を差し引き、差額がある場合は保護者から施設に差額分を支払います。詳しくは各施設にお問い合わせください。

3. 現行制度幼稚園

多摩市内の現行制度幼稚園・・・緑ヶ丘幼稚園、文化学園大学附属すみれ幼稚園、諏訪幼稚園

①無償化給付対象金額について

3歳～5歳児クラス（満3歳児クラス含む）の全ての子どもたちの保育料が**月額 25,700 円を上限**に無償化の給付対象となります。

②手続きについて 入園が決まり次第、以下のお手続きが必要になります。

預かり保育を利用しない方（教育時間のみ）⇒新1号認定

幼児教育・保育の無償化の対象になるためには、施設等利用給付認定1号認定（新1号）を受ける必要があります。

「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（表面のみ記入）」を市役所または施設にご提出ください（提出先については施設にご確認ください）。

保育の必要性があり、預かり保育を利用する方（教育時間＋預かり保育）⇒新2号認定

教育時間と預かり保育の利用料も無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定2号認定（新2号）を受ける必要があります。

「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（表裏記入）」と「保育の必要性を示す書類（保護者全員）」を市役所へ提出してください。

※教育・保育給付認定を受けている方（期限が切れていない場合で、認定開始日が新2号（または新3号）認定申請を希望する年度と同年度である場合に限る）は、**「子育てのための施設等利用給付認定申請書（表裏面）」と「期限の切れていない教育・保育給付認定証（2号）の写し」**をご提出ください。

（ただし、認定された時と内容が変わっていない場合に限ります）

※**保育の必要性**とは保護者が仕事・病気等の理由により、保育が困難な状態を指します。（P.12参照）

※預かり保育の利用定員や、利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

③預かり保育について（保育の必要性があり、新2号認定を受けている方）

預かり保育で**実際に利用した預かり保育の金額と利用日数×日額単価（450円）を比較して低い方の金額が支給されます。11,300 円（月額上限金額）を上回る額は支給されません。**

預かり保育の利用定員や利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

算定例①	算定例②	算定例③
園にて預かり保育を時間設定している場合 例 利用料 100 円／時間 利用日数 20 日 1 日 3 時間 《各月利用実績》 100 円×3 時間×20 日＝6,000 円（A） 《各月限度額》450 円×20 日＝9,000 円（B） 《支給額の算出》 （A）6,000 円＜（B）9,000 円なので、無償化給付対象金額は、（A）6,000 円になります。	**園にて預かり保育を日額設定している場合** 例 利用料 400 円／日 利用日数 20 日 《各月利用実績》400 円×20 日＝8,000 円（A） 《各月限度額》450 円×20 日＝9,000（B） 《支給額の算出》 （A）8,000 円＜（B）9,000 円なので、無償化給付対象金額は、（A）8,000 円になります。	**園にて預かり保育を月額設定している場合** 例 利用料 10,000 円／月 利用日数 18 日 《各月利用実績》10,000 円（A） 《各月限度額》450 円×18 日＝8,100 円（B） 《支給額の算出》 （A）10,000 円＞（B）8,100 円なので、無償化給付対象金額は、（B）8,100 円になります。

④無償化給付対象外の費用について

給食費、通園送迎費、行事費等は、保護者負担です（ただし、世帯の収入等によって給食費の負担軽減を行っています。「⑦実費徴収に係る補足給付事業補助金について」参照）。

⑤無償化の給付対象金額の支給について

（1）**市内**の幼稚園については、教育時間の給付対象金額（月額上限25,700円）は、**代理受領**となるので、毎月の利用料の支払いは、給付対象金額を超えた部分のみとなります。

（2）**市外**の幼稚園については、教育時間の給付対象金額（月額上限25,700円）は利用される施設によって**償還払いまた代理受領**どちらかでの支給となります。利用する施設にご確認ください。

（3）預かり保育料については、市内・市外ともに施設によって**償還払いまたは代理受領**どちらかでの支給となります。利用する施設にご確認ください。

⑥多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金について（令和5年度の予定）

多摩市では、私立幼稚園及び東京都が認定している幼稚園類似施設に通園している幼児の保護者に対して、世帯の所得に応じて保育料等の一部を補助する事業を行っています。

該当年度中に保護者が納入した保育料等を上限に、市内在住・在園期間や世帯の市民税額等に応じた金額の補助となります（月途中の入退園・転出入の場合は原則日割りで算定します）。

詳しくは、事業開始時に配布されるお知らせをご確認ください。

※対象経費（現行制度幼稚園）・・・保育料とその他負担金（該当にならない世帯もあります。）

「その他負担金」とは、各園の園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等を想定しています。なお、一部の幼児を対象とするもの及び実費負担にあたるものは対象外です。

⑦実費徴収に係る補足給付事業補助金について（令和5年度の予定）

対象要件に該当する児童について、給食費のうち、副食費（おかず・おやつ等）を月額4，500円まで補助する事業を行っています（ご家庭からお弁当を持参した場合の食材料費は補助されません）。

詳しくは、事業開始時に配布されるお知らせをご確認ください。

※補助の対象となる園児…下記のいずれかに該当していること

（1）世帯（父母など）の市町村民税所得割合算額が77，100円以下である場合

（2）世帯の所得に関わらず、補助対象の園児に、小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる場合（対象園児が第3子以降の場合）

（3）生活保護世帯

4. 新制度幼稚園・認定こども園（1号）

多摩市内の新制度幼稚園・・・富士ヶ丘幼稚園、錦秋幼稚園、せいとく幼稚園
多摩市内の認定こども園・・・多摩みゆき幼稚園、東京大谷幼稚園、おだ認定こども園

①無償化対象給付金額について

3～5歳児クラスの全ての子どもたちの**保育料（教育時間分のみ）が無償化**されます。

②手続きについて　入園が決まり次第、以下のお手続きが必要になります。

預かり保育を利用しない方（教育時間のみ）⇒1号認定

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、「施設型給付費・地域型給付費等　教育・保育給付認定1号」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定申請書」を市役所または施設へ提出してください。

（提出先については施設にご確認ください）

保育の必要性があり、預かり保育を利用する方（教育時間＋預かり保育）⇒1号認定＋新2号認定

教育時間と預かり保育の利用料が無償化の対象となるため、「施設型給付費・地域型給付費等　教育・保育給付認定1号」（1号認定）と「施設等利用給付認定2号」（新2号認定）を受ける必要があります。

「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（表裏記入）」と「保育の必要性を示す書類（保護者全員）」を市役所へ提出してください。

※教育・保育給付認定を受けている方（期限が切れていない場合で、認定開始日が新2号（または新3号）認定申請を希望する年度と同年度である場合に限る）は、**「子育てのための施設等利用給付認定申請書（表裏面）」と「期限の切れていない教育・保育給付認定証（2号）の写し」**をご提出ください。

（ただし、認定された時と内容が変わっていない場合に限ります。）

※**保育の必要性**とは保護者が仕事・病気等の理由により、保育が困難な状態を指します。（P.12 参照）

※【利用上の注意】 預かり保育の利用定員や、利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

③預かり保育について（保育の必要性があり、新2号認定を受けている方）

預かり保育で**実際に利用した預かり保育の金額と利用日数×日額単価（450円）を比較して低い方の金額が支給されます。11,300 円（月額上限金額）を上まわる額は支給されません。**

預かり保育の利用定員や利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

算定例①	算定例②	算定例③
園にて預かり保育を時間設定している場合	**園にて預かり保育を日額設定している場合**	**園にて預かり保育を月額設定している場合**
例　利用料　100 円／時間 利用日数　20 日　　1 日 3 時間 《各月利用実績》　100 円×3 時間×20 日＝6,000 円（A） 《各月限度額》450 円×20 日=9,000 円（B） 《支給額の算出》 (A)6,000 円＜(B)9,000 円なので、無償化給付対象金額は、（A）6,000 円になります。	例　利用料　400 円／日 利用日数　20 日 《各月利用実績》400 円×20 日＝8,000 円（A） 《各月限度額》450 円×20 日＝9,000（B） 《支給額の算出》 （A）8,000 円＜（B）9,000 円なので、無償化給付対象金額は、（A）8,000 円になります。	例　利用料　10,000 円／月 利用日数　18 日 《各月利用実績》10,000 円（A） 《各月限度額》450 円×18 日＝8,100 円（B） 《支給額の算出》 （A）10,000 円＞（B）8,100 円なので、無償化給付対象金額は、（B）8,100 円になります。

④無償化給付対象外の費用について

給食費、通園送迎費、行事費等は、保護者負担です（ただし、世帯の収入等によって給食費の負担軽減を行っています）。

⑤無償化の給付対象金額の支給について

教育時間の保育料については、無償となるため毎月の利用料の支払いはありません。

預かり保育が無償化給付対象者については、施設によって**償還払い又は現物給付（法定代理受領）**のどちらかでの支給となります。利用する施設にご確認ください。

⑥多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金について（令和5年度の予定）

多摩市では、私立幼稚園及び東京都が認定している幼稚園類似施設に通園している幼児の保護者に対して、世帯の所得に応じて保育料等の一部を補助する事業を行っています。

該当年度中に保護者が納入した保育料等を上限に、市内在住・在園期間や世帯の市民税額等に応じた金額の補助となります（月途中の入退園・転出入の場合は原則日割りで算定します）。

詳しくは、事業開始時に配布されるお知らせをご確認ください。

※対象経費（新制度幼稚園・認定こども園）・・・特定負担額

「特定負担額」とは、各園の園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものに限られます。（例：基準以上の職員配置の人件費、施設の環境維持向上のための費用等）在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は、補助対象外となります。

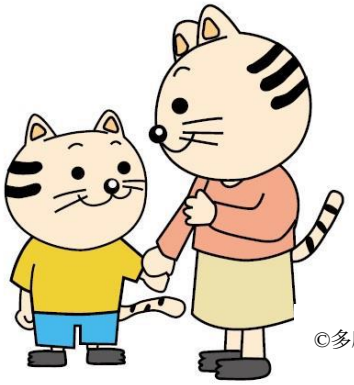

©多摩市

5. 認可外保育施設など

①対象施設について

※幼稚園、保育園等、他に在籍施設がある方は補助対象外です。

(a)認可外保育施設(各都道府県等に届出を行い、指導監督基準を満たした施設)

・一般的な認可外保育施設

・地方自治体が独自に設けた基準を満たした保育所(例:東京都認証保育所など)

・ベビーシッター

(b)一時預かり事業(一時保育・定期利用保育)

(c)病児保育事業(病後児保育も含む)

(d)ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみは対象になりません)

(e)企業主導型保育所

※企業主導型保育所は、児童育成協会を通じて別途給付金額が給付されます。
詳しくは入所する施設へご確認ください。

②無償化給付対象金額について

■0～2歳児クラス

住民税非課税世帯かつ、「保育の必要性がある」子どもについては、**月額 42,000 円**を上限に無償化の給付対象となります。

※保育の必要性がない場合や住民税課税世帯については、無償化給付対象外となります。

※世帯分離等により同じ住所に同居者がいる場合は、同居者含め全員が非課税であることが必要です。

■3～5歳児クラス

「保育の必要性がある」子どもについては、**月額 37,000 円**を上限に無償化給付対象となります。

※保育の必要性がない子どもについては、無償化の対象外となります。

※詳しくは、P.12「保育の必要性について」をご覧ください。

③手続きについて

無償化の対象となるために施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受ける必要があります。

「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書(表裏面)」と「保育の必要性を示す書類(保護者全員)」を市役所または施設へ提出してください(提出先については施設へご確認ください)。

※すでに、教育・保育認定を受けている方(期限が切れていない場合で、認定開始日が新2号または新3号認定申請を希望する年度と同年度である場合に限る)は、**「子育てのための施設等利用給付認定申請書(表裏面)」と期限の切れていない教育・保育給付認定証(2 号)の写し**をご提出ください。

ただし、認定された時と内容が変わっていないことが条件です。内容が変わっている場合は、新たに認定を受けていただく必要があります。

6. 認可保育所等・認定こども園（2号・3号）

①無償化給付対象金額について

■0～2歳児クラス

住民税非課税世帯が無償化されます（ただし、多摩市では幼児教育・保育の無償化制度が始まる以前より住民税非課税世帯は保育料負担は0円です）。

※世帯分離等しており、同じ住所に同居者がいる場合は、同居者含め全員が非課税であることが必要です。

■3～5歳児クラス

全ての子どもたちの保育料が無償化されます。

※給食費、行事費等は保護者負担となります。

（ただし世帯の収入等によって給食費の負担軽減を行っています。）

②手続きについて

認可保育所等の入所申し込みと同時に教育・保育給付認定の申請ができます。そのため、認可保育所等の入所申し込みを入所希望月の受付期間内に行ってください。

詳しくは、申請を行う年度の多摩市保育所等入所のしおりをご確認ください。

※すでに在籍しているお子様については特にお手続きの必要はありません。

③その他のサービスの利用について

認可保育所・認定こども園（2号）の保育料が無償になるため、無償化対象施設である別の「特定子ども・子育て支援施設等」（※）を利用しても無償化の対象になりません。

利用した場合は、保護者の実費負担となります。

※ここでは「特定子ども・子育て支援施設等」とは、現行制度幼稚園、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を指します。

©多摩市

7.保育の必要性・必要書類について

「保育の必要性」とは、保護者が仕事・病気等の理由により、**「家庭で就学前子どもの保育が困難な状態」**を指します。

保育の必要性の事由		認定ができる期間
就労 （就労内定）	**週 12 時間以上**の就労のため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】就労証明書（原本） 内定の場合は就労を開始し認定月の中旬までに就労開始証明書の提出が必要です。	就労期間
出産	出産のため保育が必要 必要書類：母子健康手帳（親子健康手帳）の表紙・分娩予定日のわかるページのコピー	5ヶ月以内 出産予定月とその月の前後2か月が給付認定の対象になります。求職から出産への変更はできません。
疾病	入院、その後通院が必要で保育困難と診断されたため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】診断書（原本） 病院所定の診断書では受付できません。	入院、通院期間
	自宅療養で保育困難と診断されたため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】診断書（原本） 病院所定の診断書では受付できません。	療養期間
障がい	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者のため保育が必要 必要書類：身体障害者手帳等のコピー	該当期間
看護・介護	**週 12 時間以上の**入院や通院等で付き添いを要するため保育が必要 必要書類：被看護・介護者の【多摩市様式】診断書または、要介護認定書・身体障害者手帳等のコピー、平均的な一週間の看護介護のスケジュール（被看護・介護者と別居の方のみ）（任意様式）	看護・介護期間
就学	**週 12 時間以上**の就学のため保育が必要 必要書類：在学証明書、就学期間とカリキュラムがわかる書類（通信教育や学校教育法に定める学校以外の教育機関の場合のみ）	就学期間
不存在	必要書類：ひとり親家庭等医療費助成制度のマル親医療証、戸籍謄本、ひとり親制度認定通知、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書、調停期日通知書のいずれか1点（コピー可）	ひとり親である期間
その他	災害復旧にあたっている、または虐待・DVのおそれがあるため保育が必要 必要書類：個別にお問い合わせください	保育を要する期間
求職【特例】	継続的な求職活動を行っているため保育が必要 （申請書裏面の「家庭状況について」の「保育を必要とする理由」の求職に☑を付けてください）	3ヶ月以内 原則3ヶ月を超えての認定はできません。
育児休業 【特例】	育児休業を取得している方は、新 2 号認定になりましたら、復職していただくことになります。 新2号認定後に、途中で育児休業を取られる方は、育児休業の対象のお子さんが満1歳に達して最初に迎える4月末までが給付対象になります。 必要書類：【多摩市様式】就労証明書・【多摩市様式】復職証明書（復職後）	左記参照

※令和5年度4月入所認可保育所等新規申請や継続申請があるご家庭の場合、4月入所申請または継続申請を同時に提出する時のみ、就労証明書・在学証明書・診断書は原本ではなくコピーの提出でも構いません。

※【多摩市様式】の書類は多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。

多摩市子ども青少年部子育て支援課
計画推進・保育担当
住所：〒206-8666
多摩市関戸６-12-１
電話：042-338-6850（直通）

印刷物番号
４－１２

令和５年度　多摩市
幼児教育・保育の無償化のしおり

令和４年１０月

発行　多摩市
編集　多摩市子ども青少年部子育て支援課
〒２０６－８６６６
東京都多摩市関戸６－１２－１
電話　０４２－３３８－６８５０（直通）

多摩市公式ホームページ